

(平成23年7月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 12 件

厚生年金関係 12 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和19年10月1日から21年4月15日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社における資格取得日を19年10月1日、資格喪失日を21年4月15日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、19年10月から20年3月までは60円、同年4月から21年3月までは70円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月1日から23年5月1日まで

人事記録を見ると、昭和49年5月31日に関連会社に出向するまで、途中退職や休職することなく、15年4月1日から継続してA社に勤務しており、給与も申立期間を含め15年4月から同社より支払われていたことが確認できる。また、18年4月1日より社員に任ずるとあるので、それに伴い厚生年金保険にも加入していたはずだが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録を管理しているD社保管の人事カードから、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人が所持している人事記録によると、昭和18年4月1日付けで、「社員に任じC支店勤務を命ずる」との記述が確認できるほか、申立人と同期入社と同僚は、「申立人は私と同期で入社し、ともにC支店に配属され、私がE県のF事業所へ転勤になった昭和21年4月15日には、申立人はまだC支店にいた。」と、証言しており、オンライン記録によると、当該同僚は19年10月1日から21年4月15日まで、A社C支店で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

さらに、D社は、「人事カードから、勤務期間が確認でき、同僚が厚生年金保険に加入しているのであれば、申立人についても間違いなく加入手続を行っていたであろう。当然、保険料は控除していたはずだ。」としていることから、申立人は、当該期間において同社C支店に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、事業所から提出された人事カードの記録から、昭和19年10月から20年3月までは60円、同年4月から21年3月までは70円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は不明としているが、申立人が昭和19年10月1日にA社C支店において被保険者資格を取得したとする届出や、その後に事業主が行うべき被保険者資格を喪失したとする届出など、いずれの機会においても社会保険事務所(当時)が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の喪失等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る19年10月から21年3月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち昭和18年4月1日から19年10月1日までの期間については、A社C支店の厚生年金保険新規適用年月日は同年6月1日であり、申立期間当時の厚生年金保険法(昭和19年2月16日法律第21号)は同年6月1日に施行されているところ、申立人は同法により新たに被保険者とされる職員であったと推認できるが、同法附則第1条及び第3条の規定に基づき同年10月1日から保険給付及び保険料の徴収等が行われていることから、当該期間は、同法の保険給付及び費用の徴収等に係る施行準備期間であり、同法附則第5条に基づき厚生年金保険の被保険者期間にも算入しないこととされている。

また、厚生年金保険法による保険給付及び費用の徴収等については、昭和19年5月24日勅令第362号により、「昭和19年10月1日より施行する。」と定めており、申立期間のうち昭和18年4月1日から19年10月1日までの期間において、A社C支店が、当該法令とは異なる事務処理を行い、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたとは考え難い。

さらに、申立期間のうち昭和21年4月15日から23年5月1日までの期間については、申立人は、同年5月1日からA社F事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるが、21年4月15日から23年5月1日までの期間における勤務地は定かではなく、同期入社と同僚においても、当該期間の被保険者記録が確認できない。

加えて、申立人から提出のあったA社関連のOB会名簿で確認できた当時の同僚に聴取しても、当該期間における申立人の勤務地及び勤務実態を確認する

ことはできない。

このほか、申立人が、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和18年4月1日から19年10月1日までの期間及び21年4月15日から23年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和34年8月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年7月21日から同年8月21日まで
昭和28年から、一貫してBのグループ会社に勤務しており、途中、退職や休職したことは無いにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落しているため、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立てに係るグループ会社の福利厚生部門を一括管理しているC社共済会が保管する退職者一覧台帳及び社員プロフィールから判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A社からD社E営業所へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人及び同僚の記憶は曖昧であり、当該共済会においても「当時の資料が無く不明。」と回答しているが、A社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人の資格喪失年月日は昭和34年7月21日と記録されている。

一方、当該名簿には、申立人に係る昭和34年10月以降の標準報酬月額を1万4,000円とする定時決定の記録が確認できるため、当時の定時決定による標準報酬月額は、8月1日時点に被保険者である者について、その月の前3か月間の報酬月額の平均額を基に決定されることとなっていたため、同年7月21日に資格喪失した申立人に係る定時決定が行われているのは不自然である。

ことから、当該名簿における申立人の資格喪失年月日は、同年8月以降に記載されたものであると考えられる。また、当該共済会は、「当該グループ会社における当時の給与は20日締めであった。」と回答している上、D社E営業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立人の前後50名中、他事業所から異動していることが確認できる21名のうちの18名が、21日付けで資格取得していることが確認できることから、当該グループ会社においては慣例として21日付けで人事異動が行われていたことが推認できる。

以上のことから判断すると、申立人のA社における資格喪失日を、昭和34年8月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における昭和34年6月のオンライン記録から1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該共済会は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 12 月 1 日から 37 年 8 月 21 日まで
年金記録を確認したところ、A社B工場に勤務していた期間について、脱退手当金を受給した記録になっているが、受給した記憶は無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、オンライン記録によると申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年後の昭和38年8月27日に支給決定されたことになっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者原票に係る手帳記号番号は、氏名変更処理がなされないまま平成15年11月に当該期間に係る厚生年金手帳記号番号を基礎年金番号へ統合処理されており、申立期間の脱退手当金の支給決定日を踏まえると、当該脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、「A社B工場を退職した時（昭和37年8月）は、既に夫と同居しており、退職後間もなく夫の健康保険の扶養に入れてもらった。」としており、事実、当該事業所の解雇原簿の氏名欄は改姓後の姓で記載されており、夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票の被扶養者資格記録欄においても、改姓後の姓で続柄を妻として昭和37年12月4日付け扶養開始と記載されていることが確認できる。

さらに、申立人は、「当該事業所を退職した年の秋に結婚式を挙げたが、入籍したのは子供が生まれる直前の昭和38年6月だった。」と供述しており、脱退手当金が支給されたとする日の1年ほど前から事実上夫婦として改姓後の姓を使用していたものと推認できることから、申立人が旧姓により脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を平成18年8月11日については12万3,000円、同年12月29日については15万円、19年8月13日については15万円、同年12月28日については14万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年8月11日
② 平成18年12月29日
③ 平成19年8月13日
④ 平成19年12月28日

A社から申立期間①から④までについて賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、オンライン記録では、当該賞与に係る保険料納付の記録が無いため、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社が保管する賃金台帳及び賞与支払明細書により、申立人が事業主から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これら標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の可否を判断することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、当該賃金台帳及び賞与支払明細書の賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成18年8月11日につ

いては12万3,000円、同年12月29日については15万円、19年8月13日については15万円、同年12月28日については14万6,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月 1 日から同年 6 月 4 日まで
② 昭和 37 年 9 月 1 日から 42 年 5 月 30 日まで

脱退手当金についてははがきが届いたが、平成 20 年頃にねんきん特別便が届くまで脱退手当金のことを知らなかったので、受け取った記憶は無い。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、A社に係る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっている上、当該期間は、申立期間①及び②に係るB社及びC社の被保険者期間の間の期間であるとともに、オンライン記録によるとこれらの期間はいずれも同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されていることが確認できることから、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、申立期間②の資格喪失日の前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給資格のある同僚7名について調査したところ、その内の1名は、「事業主による代理請求は無かったと思う。」としており、別の同僚の夫は、「妻の脱退手当金については、私が手続を行った。」と証言していることから、事業主による代理請求があったとは考え難い。

さらに、申立期間②のC社に係る申立人の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿における氏名は、変更処理がなされておらず、申立期間の脱退手当金は昭和42年11月10日に支給決定されたこととなっていることを踏まえると、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、当該事業所に在職中の42年2月に

婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。
これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月 15 日から 32 年 4 月 30 日まで
② 昭和 33 年 5 月 1 日から 36 年 1 月 28 日まで

日本年金機構から「脱退手当金に関わる厚生年金加入記録」確認のはがきが届いた。脱退手当金を受け取った記録になっているが、受け取った記憶は全く無い。記録が間違っていると思われるので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立期間②に係る事業所における女性の厚生年金保険被保険者 6 人の脱退手当金支給記録を調査したところ、受給資格要件を満たしている被保険者 4 人のうち、脱退手当金を受給したこととされているのは申立人のみであることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①より前の期間に勤務した事業所に係る被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、最初の被保険者期間である上、申立期間①及び②と同職種であることから、これを失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成19年8月1日から同年12月1日までの期間及び20年2月1日から同年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、19年8月から同年10月までは13万4,000円、同年11月及び20年2月は12万6,000円、同年3月は13万4,000円、同年4月は15万円、同年5月は14万2,000円、同年6月から同年8月までは16万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成20年10月1日から同年11月1日までの期間の標準報酬月額については、事後訂正の結果、16万円となっているところ、当該額は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の13万4,000円とされているが、申立人は当該期間について、その主張する標準報酬月額（15万円）に基づく厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同年10月の標準報酬月額に係る記録を15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年5月24日から20年11月1日まで

ねんきん定期便を見たところ、A社に勤務していた期間中の申立期間の標準報酬月額の記録と給料支払明細書の保険料控除額が合わないことが分かった。当該期間の給料支払明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成19年8月1日から同年12月1日までの期間及び20年2月1日から同年9月1日までの期間について、申立人に係る標準報酬月額については、申立人が提出したA社の給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、19年8月から同年10月までは13万4,000円、同年11月及び20年2月は12万6,000円、同年3月は13万4,000円、同年4月は15万円、同年5月は14万2,000円、同年6月から同年8月までは16万円に訂正することが必要である。

また、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、上記期間に係る報酬月額を社会保険事務所（当時）に対し誤って届け出たことを認めていることから、事業主は、給料支払明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間の報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、オンライン記録によると、申立期間のうち、平成20年10月1日から同年11月1日までの期間の標準報酬月額については、当初、13万4,000円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の23年1月4日に16万円に訂正されたところ、厚生年金保険法75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（16万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（13万4,000）となっている。

しかしながら、申立人が提出したA社の給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（15万円）に基づく厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認められることから、平成20年10月の標準報酬月額に係る記録を15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成23年1月4日）に、当該期間に係る報酬月額を訂正する旨の届出を行っており、当該期間に係る保険料についても過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成19年5月24日から同年8月1日までの期間、

同年12月1日から20年2月1日までの期間、及び同年9月1日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額については、申立人が提出した給料支払明細書から確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致、又は超えていないことが確認できることから、当該期間に係る記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立期間①のうち、平成19年4月1日から20年9月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（53万円）であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

また、申立期間①のうち、平成20年9月1日から同年12月31日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成21年1月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年4月1日から20年12月31日まで
② 平成20年12月31日から21年1月1日まで

国の記録では、平成19年4月1日から20年12月31日までの標準報酬月額が36万円と記録されているが、実際に支払われている給与と比べて低く、誤りであると思う。厚生年金保険料控除の事実が確認できる給与明細書と給与支払口座の写しを提出するので、当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

また、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、平成20年12月31日となっているが、事業所が届出を誤ったのであり、給与からも同年12月分の保

除料が控除されているので、厚生年金保険の被保険者期間を21年1月1日まで認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成19年4月1日から20年9月1日までの期間については、オンライン記録によると、申立人に係るA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたが、19年11月1日付けで、遡って36万円に引き下げられていることが確認できる上、ほかの複数の同僚についても申立人と同様に引き下げられていることが確認できる。

また、当該事業所に係る登記簿謄本により、申立人は役員ではないことが確認できる上、当該事業所において取引先のB業務に就き、社会保険事務には関わっておらず、標準報酬月額の減額についても、会社からの説明は無かった旨の供述をしている。

さらに、当該事業所に係る滞納保険料等確認書によると、減額処理日（平成19年11月1日）時点において滞納保険料があったことが確認できる上、滞納処分票において、平成19年8月に事務担当取締役と社会保険事務所の担当者が滞納保険料について相談している旨の記載が確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成19年11月1日付けで行われた上記の遡及訂正処理及び定時決定は事実即したものと考へ難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理及び定時決定に合理的理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理及び定時決定の結果として記録されている申立人の同年4月から20年8月までの期間に係る標準報酬月額は、当初事業主が届け出たとおり53万円に訂正することが必要である。

なお、当該遡及訂正処理を行った日（平成19年11月1日）以降の最初の定時決定（平成20年9月1日）で36万円と記録されているところ、当該処理については、遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

一方、申立期間①のうち、平成20年9月1日から同年12月31日までの期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書及び給与支払口座の写しによると、標準報酬月額53万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、平成20年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届において、事業主は、申立人の報酬月額を36万円として届け出たことが確認できることから、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人の所持する給与明細書、給与支払口座の写し、

雇用保険の記録、元同僚の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失訂正届から、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の所持する給与明細書及び給与支払口座の写しから53万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の資格喪失日が平成20年12月31日と記載されていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（B市）における資格喪失日に係る記録を昭和40年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月22日から40年5月1日まで

A社における厚生年金保険の被保険者期間において、昭和39年6月22日から40年5月1日までの被保険者記録が無いが、休職等しておらず、記録が無いのは納得がいかない。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、同僚の証言及びA社が保管する従業員名簿により、申立人は、同社（B市）に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、オンライン記録において、複数の元同僚がA社（B市）から、昭和40年4月1日に新たに厚生年金保険の適用事業所となった同社（C区）に同年5月1日付けで資格喪失及び資格取得の処理がされていることが確認できることから、申立人についても、同日を異動日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社が保管する従業員名簿に記載されている給与額及び昭和40年5月のオンライン記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを判断できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年5月15日から30年2月8日まで
A社で勤務した期間について、脱退手当金支給期間となっているが、もらった覚えは無いし、手続を行った覚えも無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、オンライン記録によると、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約1年2か月後の昭和31年4月28日に支給決定されたことになっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険記号番号払出簿の氏名は旧姓のまま変更処理がなされておらず、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和30年2月*日に婚姻し改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険の被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人の支給されたとする脱退手当金については、申立期間より前の被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかし、当該期間は、申立人の被保険者期間のうちの最初の被保険者期間であり、失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から20年8月27日まで
② 昭和25年12月15日から28年4月3日まで

申立期間については、脱退手当金を受給した期間となっているが、受給した記憶が無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

異なる厚生年金保険被保険者記号番号で管理されている被保険者期間を有する被保険者に対し脱退手当金を支給する場合には、当該記号番号を統合した上で支給することとなるが、申立期間①及び②はそれぞれ異なる記号番号で管理されていたにもかかわらず、統合処理は行われていない。

また、申立期間の脱退手当金は、オンライン記録によると、申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約2年4か月後の昭和30年8月23日に支給決定が行われたこととされており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

さらに、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険記号番号払出簿の氏名は旧姓のまま変更処理がなされておらず、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和30年3月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和48年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月1日から同年5月1日まで
申立期間について、A社に継続して勤務しており、他の月と同様に給料から厚生年金保険料が控除されていたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が保管する社会保険被保険者台帳から、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和48年5月1日にA社B事業所から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和48年3月のオンライン記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

栃木国民年金 事案 940 (事案 494 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間、41 年 4 月から 44 年 3 月までの期間、50 年 4 月から 51 年 3 月までの期間、60 年 4 月から 62 年 3 月までの期間及び 62 年 8 月から平成元年 4 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで
② 昭和 41 年 4 月から 44 年 3 月まで
③ 昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月まで
④ 昭和 60 年 4 月から 62 年 3 月まで
⑤ 昭和 62 年 8 月から平成元年 4 月まで

申立期間の国民年金保険料については、市町村の集金人を通じてか市町村の窓口で支払っていた。また、平成 2 年に、A 市から私と夫それぞれに 12 万円の金額が記載されたはがきが届き、市役所で二人分の国民年金保険料として 24 万円を支払ったので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の夫も同期間の国民年金保険料が未納であること、申立期間②については、市の被保険者名簿における不在確認がなされたとの記載から、保険料を納付できなかったと考えられること及び市町村の被保険者名簿とオンライン記録との納付記録が一致している上、申立期間①から⑤までの全ての事務処理を行政側が誤るとは考え難いことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 2 月 3 日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

申立人は、再申立てに当たり、「前回、第三者委員会に申し立てた際の結果通知文書では、『A 市へ転居後、夫婦合わせて 22 万円を納付した。』とされているが、納付した金額は夫婦合わせて 24 万円であったので、委員会の判断結果には納得がいかない。」としている。

しかしながら、申立人が保険料を納付したと主張している平成 2 年の時点で、申立人は 60 歳を過ぎていたため、国民年金の被保険者ではなくなってい

る上、オンライン記録からは、申立人が任意加入した形跡もうかがえないことから、国民年金保険料を納付できたとは考え難い。

また、申立人は、再申立てに当たり新たな資料は提出しておらず、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第3種被保険者としての厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 7 月 1 日から 48 年 3 月 16 日まで

私はA社に入社し働いてはいたものの、18歳までは坑内員（第3種被保険者）にはなれなかったが、申立期間は坑内員として勤務していた。しかし、記録では一般（第1種被保険者）となっている。当時は坑内で掘削作業をしていたし、交代で勤務していた同僚の記録も坑内員となっているので、坑内員（第3種被保険者）であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社が保管する労働者名簿の記載及び同僚の証言から、申立人が坑内作業に従事していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所から提出された健康保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書（控え）、及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書（控え）によると、申立人は厚生年金保険第1種被保険者資格を昭和40年4月1日に取得し、48年3月16日に喪失していることが確認でき、当該記録は当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録とも一致している。

また、申立人と同様に坑内作業に従事していたとする複数の同僚の厚生年金保険加入状況をオンライン記録により調査したところ、当初第1種被保険者で資格取得し、その後、第3種被保険者に種別変更されている者が確認できるところ、種別変更の時期は統一されておらず、必ずしも申立人の主張する18歳となった際に第3種被保険者に種別変更された形跡はうかがえない。

さらに、当該事業所は、「当時の資料が無いので、第3種被保険者に対する取扱いについては、不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における第3種被保険者としての記録を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険第3種被保険者としての

厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第3種被保険者として、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 1670

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月5日から23年4月7日まで

A社B工場で3年間勤務していたが、母が再婚することになり、引っ越したため退職した。会社を辞めるときに退職金等は一切受け取っておらず、脱退手当金という制度があることも知らなかったので、支給したとされていることに納得がいかない。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、脱退手当金の支給記録が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日(昭和23年4月7日)から約1か月後の昭和23年5月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
被保険者記録照会回答票を確認したところ、A社に係る厚生年金保険の加入期間が、1 か月間欠落していることが判明した。

申立期間については、継続して勤務し、保険料も控除されていたので厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA社B支店に継続して勤務していたとしているところ、同社本部が保管している人事記録により、申立人は、同行において、昭和 58 年 4 月 1 日付けで一般社員として入社し、同日付けで同社B支店に配属され、63 年 9 月 30 日付けで退職していることが確認できるとともに、再び同社において、同年 11 月 1 日付けで「準・事務員」として入社し、同日付けで同社B支店に配属され、平成 2 年 7 月 31 日付けで退職していることが確認できる。

また、当該事業所は、「申立期間に係る厚生年金保険料については、在籍していないことから、控除していない。」と回答している。

さらに、申立人の当該事業所に係る雇用保険の加入記録は、当該事業所の人事記録及びオンライン記録とも一致する。

このほか、申立人が、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 2 月 16 日から 45 年 8 月 16 日まで
日本年金機構から届いた脱退手当金に関するはがきによると、A社に勤務していた期間について脱退手当金が支払われているとのことだが、受給した記憶は無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和45年8月16日）から約1か月半後の昭和45年9月30日に支給決定されており、健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。
また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 10 月 1 日から 42 年 9 月 1 日まで
厚生年金保険の記録によると、A社の被保険者期間が1か月となっているが、1年以上は勤めた記憶があるので、申立期間について調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から、申立人が申立期間の一部においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該同僚はいずれも申立人の入社時期までは覚えておらず、申立期間当時の勤務状況を確認することはできない。

また、当時の事業主に照会したところ、「申立期間に係る厚生年金保険の届出等の書類は無いが、当時の経理部長が所持している従業員ごとの入退社日を記入した資料によると、申立人の入社年月日は、昭和 42 年 9 月 1 日と記載されている。」と回答している。

さらに、雇用保険の記録によると、申立人の当該事業所における資格取得日は昭和 42 年 9 月 1 日と記録されており、オンライン記録と一致する。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月1日から27年4月1日まで
A社(現在は、B社)に勤務していた期間について厚生年金保険の記録が無い。厚生年金保険に加入し、給与から保険料が控除されていたと記憶しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の保管するA社同窓会名簿(昭和26年11月現在)に、現社員として申立人の氏名が確認できることから、申立期間当時、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該事業所は昭和23年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているところ、一度払い出された厚生年金保険被保険者記号番号が取り消されていることが確認でき、健康保険のみの適用事業所であったことがうかがわれる上、同名簿に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

また、B社は、A社が厚生年金保険の適用事業所であったことは無いと回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。